

# 長期使用製品安全点検制度の 点検対象製品の見直し

2020年3月  
経済産業省  
産業保安グループ<sup>o</sup>  
製品安全課

# 1. 点検対象製品の選定の経緯

- 長期使用製品安全点検制度の点検対象製品の選定については、2007年当時、ガス瞬間湯沸器等の経年劣化による一酸化炭素中毒死事故が発生していたこと等を念頭に、以下の観点から選定が行われた。
  - 家屋に設置される製品（長期使用される傾向があり、不具合を覚知することが困難なため）
  - 一酸化炭素中毒や大電流による火災等の特に重大な事故になり易い製品
  - 経年劣化事故の発生率が1ppmを超える製品（社会的に許容されない事故発生率）
- 上述の観点を踏まえ、以下の9製品が点検対象の製品※として政令で指定された。

平成21年4月以降に販売した製品が対象



※消費生活用製品安全法においては、「特定保守製品」と表記される。

第二条 4 この法律において「特定保守製品」とは、消費生活用製品のうち、長期間の使用に伴い生ずる劣化（以下「経年劣化」という。）により安全上支障が生じ、一般消費者の生命又は身体に対して特に重要な危害を及ぼすことが適当なものとして政令で定めるものをいう。

## 2. 近年の経年劣化事故発生率の低下と対象製品の指定見直し

- 経年劣化事故を予防するための電気用品安全法等の技術基準の強化や、メーカーによる製品改良の取り組みもあり、点検対象製品の経年劣化事故発生率は、選定時の発生率から大幅に減少。当時の選定基準である1ppm（百万分の一）を下回っている製品は、政令改正により点検対象製品の指定から外すことを考えている。

点検対象製品の経年劣化事故発生率の変化

	制度創設時の平均PPM値※	現在の平均PPM値※※
屋内式ガス瞬間湯沸器（都市ガス用、プロパンガス用）	1. 89ppm	0. 11ppm
屋内式ガスふろがま（都市ガス用、プロパンガス用）	3. 49ppm	0. 20ppm
<b>石油給湯機</b>	<b>5. 30ppm</b>	<b>1. 47ppm</b>
<b>石油ふろがま</b>	<b>7. 25ppm</b>	<b>2. 82ppm</b>
FF式石油温風暖房機	1. 11ppm	0. 04ppm
ビルトイン式食器洗機	2. 03ppm	0. 29ppm
浴室電気乾燥機	1. 23ppm	0. 07ppm

※ 2000年～2006年の年平均値

※※2007年～2018年の年平均値（2019年11月時点のNITEによる試算）

### 3. 点検対象製品の指定見直しを踏まえた措置等

- 特定保守製品の指定から外れるものについては、施行日到来までに、所有者登録された製品について、移行措置として、制度上の点検が実施されるように措置される方向で検討。
- 経年劣化事故リスクが小さくなった点検対象製品を指定から外すことで、製造事業者が点検に要していたコスト、労力を他の製品の製品安全向上に向けることを期待。
- 今後も、ppm値の観測を続けるとともに、事故の発生率が1ppmを超える製品があった場合には、新たに点検対象に加えることも検討する。

# 【参考】今後の点検対象製品の見直しに関する作業スケジュール（案） （最短で以下の想定）

## 令和2年

3月 経年劣化事故への対応検討委員会 報告書とりまとめ

## 4月～6月

- 規制に関する事前評価書の経産省HP掲載
- 消安法47条に基づき、消費経済審議会への点検対象製品の見直しの諮問
- 消費経済審議会製品安全部会の審議／答申

## 7月～12月

- 施行令改正案、経済産業省関係特定保守製品に関する省令改正案の  
パブリックコメント実施（1ヶ月間の意見募集）・結果の公示  
※パブリックコメントの実施結果次第で、結果の公示前に消費経済審議会製品安全部会開催の可能性もある
- 各省庁協議
- 関係業界に事前周知  
(メーカー、ガス関係業界、マンション等不動産業界、UR機構、家電量販店、  
ホームセンター、建材卸商業界、自治体担当者 等)

令和3年4月頃 改正施行令、改正省令の公布

令和4年4月1日 改正施行令、改正省令の施行